

対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答
1	『第2回質問に対する回答書』No. 136において、「直接搬入車において、可燃ごみと粗大ごみ等を同時に持ち込む事が想定されます。」と回答いただいておりますが、委託車、許可業者については混載して搬入する車両は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	『第2回質問に対する回答書』No. 175において、「県道拡幅工事が完了するまでの間、工事用車両の業実施地へ出入りのため、別途、県道からの仮設乗り入れ部を設けることは可能でしょうか。」との質問に対し、「想定される乗り入れ位置にもよりますので、実施設計段階での公安委員会、道路管理者、河川管理者との協議によります。」とのご回答をいただいておりますが、現段階では別途、仮設乗り入れ部の設置が可能なものとして計画を行い、実施時にその計画が大きく変更される場合は、それに係る費用、工期については別途協議とさせていただけないでしょうか。	仮設乗り入れ部の設置が可能なものとして計画を進めていただいても結構ですが、協議等により同計画が不可となった場合でも、費用、工期等の変更は行いません。
3	『第2回質問に対する回答書』No. 192において、「ご理解のとおりです。なお、緑化率は「緑化区域」に読み替えることとしてください。また、緩衝地帯と緑化区域は異なるので注意願います。」と回答いただいておりますが、「愛知県建築基準法第51条ただし書許可基準」に記載の「なお、緩衝帯部分には公害防止上有効な塀、附属建築物及び緑化区域の樹木等を配置することができる。」の通り、緩衝地帯の緑化部分については緑化率に含めてよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	『第2回質問に対する回答書』No. 221において、「繁忙期の一当たりの搬入車両台数ですが、収集車両については、150台程度、一般持込車両については、700台を超える見込みです。」と回答いただいておりますが、年間の繁忙期日数を把握するため、平成30年度～令和2年度の日別搬入車両台数実績をご教示頂けないでしょうか。	日別搬入車両台数は、対面的対話の確認事項に対する回答添付資料1をご確認ください。
5	『第2回質問に対する回答書』No. 258において、「令和5年度に組合にて届け出に必要となる過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査（履歴調査）を実施する予定ですので、実施設計時に施設の計画図など届出に必要な資料作成の協力をお願いします。」と回答いただいておりますが、土壌汚染対策法に規定される土地の形質変更届等に伴う、本事業実施区域の土壌汚染調査は貴組合で行い、事業者は届出に必要な資料作成の協力を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答
6	『第2回質問に対する回答書』No. 465において、「両者に求められる容量（同時使用等）、仕様、故障時のバックアップ等を勘案した上で、エネルギー回収型廃棄物処理施設の空気圧縮機と兼用することは可とします。」と回答いただいておりますが、雑用空気圧縮機と兼用を可とすると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	『第2回質問に対する回答書』No. 557において、「設置場所に応じてキャットウォーク、昇降装置、高所交換器具・高所作業車での対応等交換が可能なものとしてください。」と回答いただいておりますが、昇降装置を有する照明器具は製造を中止しているため、ホップステージ内の天井付き照明に関してはLED照明を採用して交換頻度の低減を図ることし、ごみクレーンより足場を架設して交換する計画としてよろしいでしょうか。	交換時にごみの受入や焼却運転に支障を及ぼさない方法であれば可とします。なお、ごみクレーンを作業用に利用することは不可とします。
8	『第2回質問に対する回答書』No. 599において、「補助作業内容は提案によることとしますが、補助作業内容については、指揮命令系統や労働災害等を考慮し運営事業者と協議して決定します。また、専門要員についても提案によることとします。」と回答いただいておりますが、貴組合の意向として、特に運営事業者の協力を期待する業務内容をご教示ください。	混雑時の交通誘導や受付補助（計量設備に乗る前の聞き取り、施設内の案内）です。
9	『第2回質問に対する回答書』No. 743において、「火災保険、建設工事保険、組立保険、第三者損害賠償保険でカバーする保険範囲を付保することを求めています。」とご回答いただいております。従って、貴組合が求めているのは各保険への加入ではなく、各保険でカバーする保険範囲を付保すればよく、保険の選択は事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	『第2回質問に対する回答書』No. 790において、「第5条の29第3項及び第4項の違約金請求権及び損害賠償請求権は、～（中略）～とは別に行使するものです。」とご回答いただいております。一律で超過分1トンあたり5万円の違約金を課すのではなく、受注者が貴組合に損害を与えた場合にその損害実費分を補償するのみとしていただけないでしょうか。	原案のとおりです。
11	『第2回質問に対する回答書』No. 870において、「事業収支表は記載不要と考えてよろしいでしょうか。」という質問に対して「ご理解の通りです。」とご回答いただいております。従って、特別目的会社を設立しない場合は、様式第9-10-1と9-10-2は提出不要と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、添付漏れでないことを確認するため、「SPCを設立しないため【様式9-10-1】は提出なし」などの内容を記載した自由書式を綴じ込んで提出ください。

対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答
12	<p>第2回質問回答No. 140において、利用が見込めない用地の周囲5mにも緩衝緑地帯が必要とのことですが、一方でNo. 144では距離等の数値的なご指定はなく、樹木やフェンスで配慮することを可とされています。</p> <p>利用が見込めない用地の周囲5mに緩衝緑地帯を設置した場合、配置計画や動線計画に大きな影響を及ぼします。従いまして、数値的なご指定をされず、樹木やフェンスで配慮することで可として頂けないでしょうか。</p>	<p>第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書におけるNo. 144の回答を正としてください。事業実施区域内の現時点で供用開始までに利用が見込めない用地周辺に設ける緩衝緑地帯について、距離などの数値的な指定はありませんが緑地は設ける計画としてください。</p> <p>ただし、工場立地法や生活環境影響調査等の本申請の際に、申請先からの指導があった場合は、可能なかぎり対応するものとします。</p>
13	<p>第2回質問回答No. 201において「航空自衛隊岐阜基地への事前相談ではクレーン使用時も高さ制限に抵触するものと考えられ、作業可能時間についても事前相談等により制限が生じる可能性がある～契約後の協議となります。」とありますが、航空自衛隊岐阜基地との協議結果により、工程や工事費に大きな影響が出た場合は、協議に応じて頂けると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
14	<p>第2回質問回答No. 204において、水道負担金はφ50で13,500千円、φ75で31,000千円となっています。一方、2020年時点での対面的対話後に貴組合より、φ75で7,020千円、φ100で20,160とのご指定を頂いております。2020年にお伺いした内容と今回の質問回答による回答の内容が異なっているのでしょうか。その場合、今回ご提示いただいた金額の内訳をご教示頂けませんでしょうか。</p> <p>また、現時点におけるφ100の負担金もご教示願います。</p>	<p>第2回質問回答No. 204でお示しした水道の口径は、使用する水道管の口径（水道メーターの口径）となり、その内訳は以下のとおりです。なお、前回お示しした口径は、既設配水管から事業用地西側引き込み箇所まで送水する配水管（本管）の口径となり、この、配水管の口径は使用する口径の1まわり大きい口径（φ75の場合φ100、φ50の場合φ75）が必要となります。よって、第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書でお示しした口径と前回お示しした口径と同一となります。</p> <p>【メーター口径φ50：13,500千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設配水管から施設前面引き込み箇所までの配水管工事費（φ75）：10,700千円 ・配水管から水道メーターまでの引き込み工事費（φ50）：600千円 ・水道施設負担金（φ50）：2,200千円 <p>【メーター口径φ75：31,000千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設配水管から施設前面引き込み箇所までの配水管工事費（φ100）：24,460千円 ・配水管から水道メーターまでの引き込み工事費（φ75）：600千円 ・水道施設負担金（φ75）：5,940千円
15	<p>第2回質問回答No. 205について、2020年時の対面的対話において、「江南市水道部水道課より、事業用地西側に100A 水管の本管を延長する話を伺いました。本事業における上水の引込は、この計画を前提とした費用を見込んでおき、計画が変更した場合は協議に応じて頂けるという認識で宜しいでしょうか。」との質疑がありました。あくまで取り合い点は事業用地の西側であり、負担金等はNo. 204の回答の通りとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>取り合い点、負担金ともにご理解のとおりです。</p>

対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答															
16	<p>第2回質問ご回答No. 225とNo. 232を集約すると、粗大ごみの内訳は下表のとおりとの理解でよろしいでしょうか。</p> <table border="1" data-bbox="169 398 802 573"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間処理量 (t/年)</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性粗大ごみ(布団、じゅうたん)</td> <td>733</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>可燃性粗大ごみ(木製家具等)</td> <td>782</td> <td>47%</td> </tr> <tr> <td>不燃性粗大ごみ</td> <td>132</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,647</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		年間処理量 (t/年)	比率	可燃性粗大ごみ(布団、じゅうたん)	733	45%	可燃性粗大ごみ(木製家具等)	782	47%	不燃性粗大ごみ	132	8%	合 計	1,647	100%	<p>ご理解のとおりです。No. 47の回答もご確認ください。</p>
	年間処理量 (t/年)	比率															
可燃性粗大ごみ(布団、じゅうたん)	733	45%															
可燃性粗大ごみ(木製家具等)	782	47%															
不燃性粗大ごみ	132	8%															
合 計	1,647	100%															
17	<p>第2回質問回答No. 305に関して、シャフト炉式ガス化溶融炉の採用する場合は、その特長を活かして、マテリアルリサイクル推進施設は低速回転破砕機による粗破砕のみで、不燃ごみ・粗大ごみに含まれる金属類の回収をスラグ・メタルとして行う提案をさせていただくことをお認めいただけないでしょうか。</p>	<p>要求水準書で求めている不燃ごみの処理方法より優れた提案であると組合が認める場合、提案を認めます。ただし、審査の段階で提案内容について組合が採用不可と判断し、改善指示を出す可能性もあります。</p>															
18	<p>第2回質問回答No. 312及びNo. 590に関して、「電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者については原則認めません」とご回答頂いておりますが、ボイラ・タービン主任技術者については法令上認められた資格者ですのでお認め頂けないでしょうか。</p>	<p>ボイラ・タービン主任技術者については認めます。</p>															
19	<p>第2回質問回答No. 522、523に関して、火災廃棄物の仮置き場は屋根・壁が必要とのご指定です。壁については重機で積み込むためのものとして2面または3面設置が必要と考えますが、屋根については消火作業により濡れた状態で搬入されることも考えられるため、雨等で濡れても問題ないかと思料します。そのため、既存施設の仕様、運用方法と同様に壁のみの設置とさせていただきますでしょうか。</p>	<p>原案のとおりです。屋根・壁のみが必要となり、扉・シャッター類は不要です。</p>															
20	<p>第2回質問回答No. 678に関して、資源化先で発生する温室効果ガスの算定方法は下記の認識で宜しいでしょうか。 「資源化先の温室効果ガス」 =①÷②×③ ①資源化企業が排出している温室効果ガスの全体量 ②資源化企業の資源化(生産)量の総量 ③本事業における資源化委託量 ※輸送に伴い発生する温室効果ガスは別途計上します。 また資源化先企業から温室効果ガス排出量の提示が難しい場合は、類似の方式で資源化を実施している企業の温室効果ガス排出量の値を使用して、試算する理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。なお、(様式10-11-1)と整合を図り、灰の種類別に、資源化方法、資源化先、資源化量、その他前提条件が分かるようにしてください。</p>															

対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答
21	<p>本事業の事業用地には洪水・浸水が生じるリスクが存在します。2020年時の対面的対話No. 66でもご回答頂いていますように、事業者として洪水・浸水による被害の緩和に努めますが、本被害は事業用地に関するリスクであり不可抗力のため、建設・運営期間を通じて、他の天災と同様に貴組合のご負担として頂けないでしょうか。</p>	<p>浸水が、想定される水深に満たない場合であっても、基本契約書（案）第14条第3項の不可抗力、建設請負契約書（案）第21条で定義する天災等、運営・維持管理業務委託契約書（案）第5条の23第4項で定義する不可抗力に該当するか協議することとしますが、想定されている浸水による被害が最小になるよう十分な対策を施してください。</p>
22	<p>建設請負契約第26条に基づく物価改定について、現在の建設資材物価指数の推移は、過去に例が無いほど短期間で急騰しており、入札日から契約締結日までの短期間であっても著しい物価変動が生じる可能性が極めて高い状況です。</p> <ul style="list-style-type: none"> この状況下において、入札時の物価状況を踏まえた適正な価格を事業者が見積り、入札価格と整合の取れた適切な物価改定を行うため、基準日の指数との比較にあたっては、入札日より後の時点は除外して頂く事をお願いいたします。 さらに、ロシアのウクライナ侵攻により令和4年度に入ってから物価高騰が特に著しいことから、国際紛争を起因とした異常事態の顕在化前である入札公告時の物価指数を採用して頂く事をお願いいたします。 	<p>物価変動により請負代金を変更する場合の請負代金の変更金額の算出にあたっては、発注者又は受注者が請求した日（＝基準日）における物価指数との比較時点については、契約日とします。</p>
23	<p>入札価格及び貴組合・事業者両者の費用負担の適正化を目的として、以下の理由から令和3年度平均値を適用して頂くをお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運營業務委託費の物価変動に基づく改定方法として、初回改定時には令和4年4月～令和5年3月の指標の平均値を用いるとされていますが、入札日以降である令和4年9月から令和5年3月までの物価変動を予測し、入札価格に見込むことは困難であるため、指標平均値の算出期間から令和4年9月以降の期間の除外をお願いいたします。 さらに、ロシアのウクライナ侵攻影響による急激な物価上昇が発生しています。令和3年度までの年間平均指数は一定の範囲で推移していましたが、令和4年度に入ってから国際紛争を起因とした急激な高騰状況は過去17年間の指数の推移からも特殊であり、過去の推移と乖離した値（異常値）となっているため、通常時の物価水準を前提に20年間の運營業務委託費の見積を行うため、令和3年度平均値を適用して頂くをお願いいたします。 	<p>初回改定時の指標平均値の算出は、「令和4年7月末時点で公表されている指標（直近12ヶ月の平均値）」とする。」に変更します。</p>
24	<p>売電収入に関して、運営段階での余剰電力量最大化のインセンティブを事業者の運營業務に織り込むことができますので、提案の余剰電力量を超過達成した場合は、超過達成分の半額分を事業者収入とさせて頂けないでしょうか。</p>	<p>原案のとおり、売電収入はすべて組合帰属となります。</p>

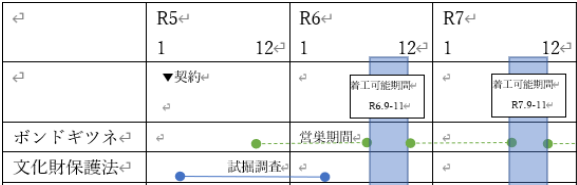
対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答
25	<p>第2回質問へのご回答No. 706において、焼却灰等運搬業務委託契約及び焼却灰等資源化業務委託契約について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託におけるPFI事業等の取扱いについて（通知）」（環廃対発第16033010号 平成28年3月30日）」に基づき、三者契約を予定しています。」とありますが、SPCを設立しない場合は、廃掃法上の再委託に該当しないよう、貴組合と資源化企業・運搬企業が直接契約する二者間契約として頂けると理解して宜しいでしょうか。また、SPCを設立しない場合に運営事業者を含めた三者契約とする場合であっても、業務は貴組合から資源化企業・運搬企業に直接委託され、運営事業者は事務の取次ぎ等のみを行うことになると理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>SPCを設立しない場合は運営事業者、組合、運搬/資源化業者との三者契約となります。 すなわち、取次ぎのみを行うのではなく、確認事項にある通知において廃棄物処理法上の再委託に該当しないとされる「市町村、SPC及び処理業者との間で当該一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る三者契約が締結されている場合」の”SPC”を”運営事業者”と読み替えます。</p>
26	<p>（第2回質問に対する回答書No. 328, 546） No. 546において、炉体鉄骨等の支持架構の耐震設計は、火力発電所の耐震設計規程を適用してよいかとの質問があり、それに対しNo. 328の回答参照とあります。 No. 328の回答によると、「<u>保有耐力設計が必要なものは、重要度係数1.25として設計することを基本的に可</u>」としています。 そして、火力発電所の耐震設計規程p. 83の解図4.1-1 ボイラー及びその附属設備の耐震設計手順を見ると、<u>ボイラー支持鉄構高さ31m以下のもの場合、保有水平耐力による設計が必須とはされておりません。</u> 一方、要求水準書p. 208の4.1) (5)では炉体鉄骨等の耐震計算は、「保有水平耐力は必要保有水平耐力の1.25倍以上確保すること。」との記載であり、例外なく保有水平耐力の確認が必須と解釈できます。 以上から、炉体鉄骨等の支持架構の耐震設計は、保有水平耐力による設計を必ず行う（必須）との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答
27	<p>(第2回質問に対する回答書No. 405及び406) 質問No. 405の回答に、「本設備を常時使用する場合は、要求水準書のとおりとします。」とあります。</p> <p>しかしながら、弊社納入実績施設では、混練機1基でも予備品を確保して、予定する定期整備期間中に整備することで問題無く混練処理を継続しています。</p> <p>そこで、「本設備を常時使用する」弊社提案施設では、No. 406の回答に記載の通り「適切な予備品を納入することで予備機無しの1基として提案することは可能」と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>混練機が故障した場合に焼却処理が停止しない方法であれば可とします。ただし、審査の段階で提案内容について組合が採用不可と判断し、改善指示を出す可能性もありえます。</p>
28	<p>(第2回質問に対する回答書No. 484) 低速回転式破砕機については、スプリングマットレス破砕機と同様に、(必要に応じ設置)とさせていただけないでしょうか。</p> <p>当グループ提案では、貴組合のスプリングマットレス解体作業負荷を軽減するためにスプリングマットレス破砕機を設置して破砕物を破砕物搬送コンベヤに投入することとし、一方で、低速回転式破砕機については、当グループ実績から、設置しないことで考えています。</p>	<p>防爆対策用の別な手段を用いる場合は可とします。ただし、審査の段階で提案内容について組合が採用不可と判断し、改善指示を出す可能性もありえます。</p>
29	<p>(要求水準書_設計・建設業務編P166 第2章第13節6. 1) (2) ②手動計量車両)</p> <p>「イ.薬品等搬入車両」とありますが、出荷元で発行された納品書(薬品種類及び納入数量・重量)がある場合は、手動計量は不要とさせていただけないでしょうか。(目的は、計量棟の混雑緩和です。)</p>	<p>可とします。 ただし、その場合は計量データとしてではなく、別途、納入量と使用状況等が整理できるように記録は残すこととします。この場合、詳細は契約時に協議します。</p>
30	<p>(要求水準書_設計・建設業務編P206 第4章第2節2. 2) (18) 計量室)</p> <p>「組合職員2名」とありますが、このお二方は、組合(執務)職員8名及び組合運転員[13名]とは別枠と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>執務職員8名に含みます。</p>

対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答																																
31	<p>(要求水準書_設計・建設業務編P206 第4章第2節2. 2) (18) 計量室)</p> <p>一般受入れエリアを提案した場合、その計量作業は、組合(執務)職員の8名の内、または、組合運転員13名の内でしょうか。 あるいは、上述の計量室組合職員2名とは別枠で設定いただけるのでしょうか。</p>	<p>No. 30の回答でお示したとおり、計量室組合職員2名は執務職員8名に含まれ、その他の組合職員は配置できません。</p>																																
32	<p>(第2回質問に対する回答書No. 344)</p> <p>自動窓拭き装置について、「人力での清掃は認められません。ただし、自動窓拭き装置の機能と同等であれば認めます。」と回答されていますが、運営事業者運転員が自走式の装置を取り付けて窓を自動清掃すること(装置本体を納入する他、歩廊や手摺、コンセントを設置する提案)は認められますでしょうか。</p>	<p>清掃後の仕上りが自動窓拭き装置と同等で、歩廊からの作業について十分に安全性が確保されていることを条件に認めます。</p>																																
33	<p>(工事着工時期制約)</p> <p>【第2回質問回答No. 1/198】</p> <p>「ホンドギツネの営業期間(12月～8月)を外して着工すること」、及び「文化財保護法での試掘調査が令和5年度に実施されることから工事は令和6年度以降となる」を考慮すると、現地の工事着工可能な時期は「令和6年9～11月」または「令和7年9～11月」への限定が要求事項との理解でよろしいでしょうか。</p>  <table border="1" data-bbox="172 1335 751 1518"> <tr> <td>←</td> <td>R5 ←</td> <td>R6 ←</td> <td>R7 ←</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 12 ←</td> <td>1 12 ←</td> <td>1 12 ←</td> </tr> <tr> <td>←</td> <td>▼契約 ←</td> <td>←</td> <td>←</td> </tr> <tr> <td></td> <td>←</td> <td>←</td> <td>←</td> </tr> <tr> <td>←</td> <td>←</td> <td>←</td> <td>←</td> </tr> <tr> <td></td> <td>←</td> <td>←</td> <td>←</td> </tr> <tr> <td>←</td> <td>←</td> <td>←</td> <td>←</td> </tr> <tr> <td></td> <td>←</td> <td>←</td> <td>←</td> </tr> </table>	←	R5 ←	R6 ←	R7 ←		1 12 ←	1 12 ←	1 12 ←	←	▼契約 ←	←	←		←	←	←	←	←	←	←		←	←	←	←	←	←	←		←	←	←	<p>現時点では不確定要素が多いため、工事着工の時期については、要求水準の未達事項とは判断しません。 参考として、現在想定される本工事着工までの順序を以下に示します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 江南市教育委員会が試掘調査を実施するために必要となる建設地の樹木伐採・抜根などの準備工事(実施：事業者)、令和5年9～11月の間で着手 2. 試掘調査(実施：江南市教育委員会) 試掘調査期間：約3ヶ月半で内訳は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約期間(1ヶ月程度) ・愛知県へ文化財保護法92条の書類提出(1ヶ月程度) <ul style="list-style-type: none"> ・試掘調査(15日程度) ・完了報告(1ヶ月程度) 3. 本工事着工(実施：事業者) <p>なお、現在組合にて実施しているホンドギツネを対象とした環境保全措置(建設地外の江南緑地公園に代替地を整備)により代替地に移動していることが確認された場合や、愛知県との協議により着手時期について緩和される可能性もあると思われます。</p>
←	R5 ←	R6 ←	R7 ←																															
	1 12 ←	1 12 ←	1 12 ←																															
←	▼契約 ←	←	←																															
	←	←	←																															
←	←	←	←																															
	←	←	←																															
←	←	←	←																															
	←	←	←																															

対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答
34	<p><u>(エネルギー回収型廃棄物処理施設復旧費用)</u> 【第2回質問回答No. 52】 「マテリアルリサイクル推進施設において、貴組合の運転に起因して設備の損傷や修繕費用が増加した場合は、貴組合にてご負担いただくという認識でよろしいでしょうか。」に対して、「組合の運転に起因するものと組合が判断した場合は組合にて負担します。」とのご回答ですが、本損傷等によりエネルギー回収型廃棄物処理施設に何かしらの不具合等が生じた場合、その復旧費用についても貴組合にてご負担いただくとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>組合の運転に起因していると組合が判断した場合は組合にて負担します。</p>
35	<p><u>(搬入不適物によるリスク分担)</u> 【第2回質問回答No. 113】 「リチウムイオン電池等の搬入不適物に起因した火災等による損害は、事業者の業務委託範囲の中で重大な過失がない限り、貴組合のご負担」とのご回答でしたが、前項質問2と同様エネルギー回収型廃棄物処理施設に何かしらの不具合等が生じた場合、その復旧費用についても貴組合にてご負担いただくとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>組合の運転に起因していると組合が判断した場合は組合にて負担します。</p>
36	<p><u>(長納期品によるリスク分担)</u> 【第2回質問回答No. 96】 「ロシアによるウクライナ侵攻等の世界情勢影響による物価変動」に関しての質疑がありますが、世界情勢影響が物価に限らず、現在も発生している長納期品範囲が拡大する懸念があります。ウクライナ情勢による本事業へ影響が生じた場合は契約上「不可抗力」との取り扱いとして、各種協議に応じて頂けるようお願い致します。 また長納期品による影響については現コロナ禍の中でも多発しており、今後の情勢の中で世界的な影響による手配困難、長納期となった場合も、「不可抗力」との取り扱いとして、各種協議に応じて頂けるようお願い致します。</p>	<p>内容に応じて個別に協議し、組合が不可抗力と認める場合も考えられます。</p>
37	<p><u>(直接搬入者の混載持込)</u> 【第2回質問回答No. 136】 「混載について直接搬入車において可燃ごみと粗大ごみ等を同時に持ち込むこと事が想定されます」とのご回答頂きましたがこの「粗大ごみ等」には不燃ごみは含まれるでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 不燃ごみや剪定枝も含めた本施設の受入対象物を指します。</p>
38	<p><u>(委託・許可業者の混載持込)</u> 【第2回質問回答No. 136】 直接搬入車以外（委託・許可業者）について混載持込はないという理解でよろしいでしょうか。もし、委託・許可業者について混載持込がある場合については、入口計量機での2回計量を前提としてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 委託・許可業者の搬入時は、混載はありません。</p>

対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答
39	<p>(緩衝緑地帯) 【第2回質問回答No. 139/No. 144】 No. 139にて「利用できない用地にも5mの緩衝緑地帯が必要」とのご回答がありますが、一方、No. 144では「距離などの数値的な指定はない」とのご回答となっております。 質問事項は同じ内容ですので、No. 144が正とし、利用できない用地には緩衝緑地帯は不要とし、事業実施区域境界(要求水準書 添付資料1 事業実施区域平面図：赤線)側に5m以上の緩衝緑地帯を設けることでよろしいでしょうか。できれば、明確化のために、緩衝緑地帯5mを設ける範囲について図示いただけないでしょうか。</p>	<p>第2回入札説明書等に関する質問に対する回答書におけるNo. 144の回答を正としてください。事業実施区域内の現時点で供用開始までに利用が見込めない用地周辺に設ける緩衝緑地帯について、距離などの数値的な指定はありませんが緑地は設ける計画としてください。 ただし、工場立地法や生活環境影響調査等の本申請の際に、申請先からの指導があった場合は、可能なかぎり対応するものとします。 上記の回答をもって、図示についてはご容赦ください。</p>
40	<p>(緑化区域) 【第2回質問回答No. 192】 「緩衝地帯と緑化区域は異なるので注意願います。」とご回答がございましたが、以下の4区域は緑化区域として緑化率に参入可能と理解してよろしいでしょうか。 ・緑地化した緩衝地帯 ・緑地残置エリア ・緑地ブロックを使用した駐車場 ・緑化した雨量調整池用地</p>	<p>緑化区域に該当する場合は算入可能です。 なお、緑化区域とは、樹木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている土地をいい、樹木を植栽する場合は次に掲げる植栽密度とする必要があります。 (1) 成長樹高が概ね10m以上になる高木を植栽する場合は10㎡に1本以上 (2) 成長樹高が概ね5m程度の低木を植栽する場合は10㎡に3本以上 なお、工場立地法における緑地面積率及び環境施設面積率を算出する場合は、緑地ブロックを使用した駐車場については、重複緑地とし、緑化した雨量調整池用地は、環境施設となります。</p>
41	<p>((仮称) 愛知県道浅井犬山線拡幅工事完了) 【第2回質問回答No. 167】 「((仮称) 愛知県道浅井犬山線拡幅工事) について事業者より希望工事工程を提案させていただくことに対し、提案によるが可能な限り工事工程の調整を行っていただけるとの回答をいただきました。 「令和7年1月末に拡幅工事完了」を見積条件とさせていただくことは可能でしょうか。もしくは、見積条件として拡幅工事完了時期を提示いただけないでしょうか。</p>	<p>県道拡幅工事は、令和6年度から令和9年度の期間で施工予定であり、この期間の中で事業者と工程調整を行う予定です。ただし、河川保全区域内での工事となり、河川管理者との協議により施工可能な時期が渇水期に限定される可能性があるため、工事着手は最短で令和7年11月となる見込みで、令和7年1月末での完成は、現実的ではありません。 また、完成時期は、工事内容、渇水期施工などの条件により大きく変更する可能性があるため現状ではお示しできません。</p>
42	<p>(日影規制対象) 【第2回質問回答No. 184】 「利用できない用地も日影規制対象」とのご回答がございましたが、利用できない用地と事業実施区域の境界を敷地境界とし、5mライン：2.5h、10mライン：4hとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答
43	<p>(雨水流出抑制設備)</p> <p>【第2回質問回答No. 177/No. 673】</p> <p>場内の雨水流出抑制設備から接続される場外雨水排水路の接続先の条件（接続高さ、接続柵の設置位置）や接続先の許容流入量等の条件は現状確定していないと理解しました。</p> <p>現時点においては、要求水準書 添付資料9にある、貯留施設対策量1,800 m³の雨水流出抑制設備を織り込むということで宜しいでしょうか。</p>	<p>基本的にはご理解のとおりです。</p> <p>江南市雨水流出抑制基準を満足する雨水貯留施設を場内に計画していただき、この雨水貯留施設からの放流量を与条件として、組合にて整備する敷地外雨水排水路を計画する予定ですので、詳細については実施設計時に協議することとします。</p>
44	<p>(自己搬入車両台数)</p> <p>【第2回質問回答No. 217/No. 667】</p> <p>自己搬入車両については、「通常時は170台/日だが、繁忙期で700台/日」とのご連絡がありました。前回、このピーク台数について考え方を確認したところ350台程度の見込みとの回答でしたが、改めて700台に変更した経緯と本数値の考え方についてご教示頂きたく御願います。</p>	<p>350台/日程度は、自己搬入車両が短期的に集中するゴールデンウィーク及び年末年始の前後を除いた年間実績から推定した台数です。</p> <p>一方、700台/日は、ゴールデンウィーク及び年末年始の前後を含めた年間実績から推定した台数です。</p> <p>ゴールデンウィーク及び年末年始の前後は、自治体によるごみ収集が休みとなることに起因する短期的な事象と捉えていますので、繁忙期における自己搬入車両の検討に用いる台数は、350台/日としてください。</p>
45	<p>(搬入車両台数による受入供給設備能力)</p> <p>【要求水準書第I編設計建設業務編 P. 63 第2節 受入供給設備】</p> <p>自己搬入車両が繁忙期700台/日とする場合、計量機台数やプラットホームでの荷卸し作業に必要な設備については、貴組合殿から要求仕様を明確化頂きたくお願い申し上げます。</p> <p>一般的には自己搬入車は計量機での受付に120秒程度かかりますので、受付時間7時間に均等に車両が到来したとしても、計量機台数は入口4基・出口4基が必要と判断されますが、そのような仕様をお考えでしょうか。（車両100台/時×計量120秒÷3600秒÷3.3⇒4台計量機必要）</p> <p>敷地制約上、計量機が配置不可の場合は、事前予約制の導入に加え、1日の来場台数を制限する、あるいは受付時間を延長する、提案をしても宜しいでしょうか。</p>	<p>計量機の検討に用いる自己搬入車両台数は、No. 44の回答を参照し、350台/日としてください。また、短期的ではありますが推定最大台数として自己搬入車両が700台/日となる可能性もありますので、施設規模を超える台数が想定される期間の渋滞対策、安全対策として事前予約制などのご提案をいただくことは可能です。</p>

対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答																																													
46	<p>(自己搬入車両台数)</p> <p>【第2回質問回答 No. 218】</p> <p>「H30. 10の江南丹羽環境組合の自己搬入は可燃性ごみで9台、粗大ごみ（剪定枝、草）で821台。R2. 5の犬山市都市美化センターへの自己搬入は家庭系可燃1519台、事業系可燃589台、家庭系粗大87台、事業系粗大52台」との回答がありました。</p> <table border="1" data-bbox="188 533 767 779"> <thead> <tr> <th>自己搬入車</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ/家庭系</td> <td>DB</td> <td>1528台/月</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>可燃ごみ/事業系</td> <td>ビット</td> <td>589台/月</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ/家庭・事業系</td> <td>破砕機</td> <td>139台/月</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>ヤード</td> <td></td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>剪定枝</td> <td>ヤード</td> <td>821台/月</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3077台/月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの約3000台の内訳から考えると、繁忙期700台/日のうち、剪定枝ヤードに向かう車は約30%≒200台/日、残り500台/日がプラットホームに向かう、と理解すればよいでしょうか。</p>	自己搬入車				可燃ごみ/家庭系	DB	1528台/月	50%	可燃ごみ/事業系	ビット	589台/月	19%	粗大ごみ/家庭・事業系	破砕機	139台/月	5%	不燃ごみ	ヤード		0%	剪定枝	ヤード	821台/月	27%			3077台/月		<p>現在稼働中である、江南丹羽環境管理組合における自己搬入は、可燃ごみ、剪定枝・草のみであり、犬山市都市美化センターにおける自己搬入は、可燃ごみ、剪定枝・草、粗大ごみ、不燃ごみとなります。また、犬山市都市美化センターの実績及び構成市町の人口規模から算出したごみ種別ごとの年間搬入台数の割合は、可燃ごみ29%、粗大・不燃ごみ57%、剪定枝14%となります。推定値となりますので参考としてお考えください。</p>																	
自己搬入車																																															
可燃ごみ/家庭系	DB	1528台/月	50%																																												
可燃ごみ/事業系	ビット	589台/月	19%																																												
粗大ごみ/家庭・事業系	破砕機	139台/月	5%																																												
不燃ごみ	ヤード		0%																																												
剪定枝	ヤード	821台/月	27%																																												
		3077台/月																																													
47	<p>(マテリアルリサイクル推進施設処理能力)</p> <p>【第2回質問回答 No. 225/No. 232】</p> <p>No. 225において、マテリアルリサイクル推進施設の系統毎の処理能力は以下で良いとの回答でした。</p> <table border="1" data-bbox="252 1193 699 1395"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間処理量</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性粗大ごみ</td> <td>733t/年</td> <td>3.8t/5h</td> </tr> <tr> <td>不燃性粗大ごみ</td> <td>914t/年</td> <td>4.7t/5h</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>1076t/年</td> <td>5.5t/5h</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2723t/年</td> <td>14t/5h</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、No232の回答によれば、「粗大ごみの計画年間処理量である1,647 t/年のうち、約92%が可燃性粗大ごみであり、約8%が不燃性粗大ごみ」とのことなので、以下のようなと思われる。</p> <table border="1" data-bbox="236 1574 730 1776"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間処理量</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性粗大ごみ</td> <td>1515t/年</td> <td>7.8t/5h</td> </tr> <tr> <td>不燃性粗大ごみ</td> <td>132t/年</td> <td>0.7t/5h</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>1076t/年</td> <td>5.5t/5h</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2723t/年</td> <td>14t/5h</td> </tr> </tbody> </table> <p>各設備の能力及び仕様決定に影響しますので、どちらが正しいかご教示頂きたく御願いたします。</p>		年間処理量	処理能力	可燃性粗大ごみ	733t/年	3.8t/5h	不燃性粗大ごみ	914t/年	4.7t/5h	不燃ごみ	1076t/年	5.5t/5h	合計	2723t/年	14t/5h		年間処理量	処理能力	可燃性粗大ごみ	1515t/年	7.8t/5h	不燃性粗大ごみ	132t/年	0.7t/5h	不燃ごみ	1076t/年	5.5t/5h	合計	2723t/年	14t/5h	<p>下記の考えを正としてください。No. 16の回答もご確認ください。</p> <table border="1" data-bbox="906 1137 1406 1350"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間処理量</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性粗大ごみ</td> <td>1515t/年</td> <td>7.8t/5h</td> </tr> <tr> <td>不燃性粗大ごみ</td> <td>132t/年</td> <td>0.7t/5h</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>1076t/年</td> <td>5.5t/5h</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2723t/年</td> <td>14t/5h</td> </tr> </tbody> </table>		年間処理量	処理能力	可燃性粗大ごみ	1515t/年	7.8t/5h	不燃性粗大ごみ	132t/年	0.7t/5h	不燃ごみ	1076t/年	5.5t/5h	合計	2723t/年	14t/5h
	年間処理量	処理能力																																													
可燃性粗大ごみ	733t/年	3.8t/5h																																													
不燃性粗大ごみ	914t/年	4.7t/5h																																													
不燃ごみ	1076t/年	5.5t/5h																																													
合計	2723t/年	14t/5h																																													
	年間処理量	処理能力																																													
可燃性粗大ごみ	1515t/年	7.8t/5h																																													
不燃性粗大ごみ	132t/年	0.7t/5h																																													
不燃ごみ	1076t/年	5.5t/5h																																													
合計	2723t/年	14t/5h																																													
	年間処理量	処理能力																																													
可燃性粗大ごみ	1515t/年	7.8t/5h																																													
不燃性粗大ごみ	132t/年	0.7t/5h																																													
不燃ごみ	1076t/年	5.5t/5h																																													
合計	2723t/年	14t/5h																																													

対面的対話の確認事項に対する回答

No.	確認事項	回答
48	<p>(火災廃棄物仮置場) 【第2回質問回答No. 522】 火災廃棄物仮置場について、屋根、壁の設置をするよう回答がありましたが、要求水準書では建物としての要求はないため、不要でないかと考えておりますが、正しい理解でしょうか。</p>	<p>屋根、壁の設置を求める質問回答を正とします。なお、屋根・壁のみが必要となり、扉・シャッター類は不要です。</p>
49	<p>(建設工事用物価指数) 【第2回質問回答No. 727】 建設工事請負契約書(案)第26条第3項の「物価指数等」に関し、「指標については、様式9-3-1における提案を踏まえ協議します。」との回答を頂戴しました。 しかし、「様式9-3-1」は「運営委託費改定に用いる物価指標」であるため、建設工事請負契約に用いる物価指標としては過不足が生じうると考えられます。 建設工事請負契約の「物価指数等」は、「様式9-3-1」に必ずしもこだわらず、政府の各種統計、日本銀行等の公表する価格指数、その他社会的に相当程度信頼されている資料等から貴組合と協議して決定するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>以下のとおり、回答を修正します。 (第2回質問回答No. 727修正回答) ご理解のとおりです。 指標については、協議により決定します。</p>
50	<p>(異常事態、計画外運転停止時の対応費用) 【第2回質問回答No. 774～781】 貴組合が所掌する処理対象物等の受入・搬入管理の業務において、異常事態、計画外により、本施設の全部または一部の運転を停止した場合、原因が施設の機能・性能起因ではないことが合理的に推定された場合、当該事由は受注者の責めに帰すべきでない事由にあたるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的にはご理解のとおりですが、受注者が合理的に推定するのではなく、原因調査を踏まえた協議によって、あくまでも組合が認める場合です。</p>
51	<p>(地元貢献) 【第2回質問回答No. 886】 「中間流通業者の商社行為」は、地元経済への貢献額として認められないとあります。例えば、地元商社Aが地元外企業Bの物品や薬剤を本事業で供給する場合は地元商社Aの手数料等のみしか貢献額としてカウントされないと理解すれば宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。この際、二重計上にならないことが前提となります。(例えば、地元商社Aが地元外企業Bの物品等を供給する場合は、地元商社Aの手数料を評価しますが、地元商社Aが地元企業Cの物品等を供給する場合、地元商社Aの手数料は評価せず地元企業Cのみを評価します。)</p>